

野々市市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を推進し循環型社会の構築を図るため、家庭用生ごみ処理機等（以下「処理機等」という。）の購入に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機等」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ処理機 機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器（ディスポーザー式のものを除く。）をいう。
- (2) 生ごみ処理容器 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化することを目的に製造された容器をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、処理機等（未使用のものに限る。）を購入したものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、当該処理機等の販売を目的とする事業者及び事業用に使用する目的で購入した者を除く。
- (2) 処理機等を市内に設置し、常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 堆肥化し、又は減量化した生ごみを適正に処理することができる者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者及びその者と生計を一にする者は、当該補助金の交付の申請をした日から5年を経過する日の属する年度の年度末までは、補助金の交付を申請することができない。

(補助金の額及び対象基数等)

第4条 補助金の額は、処理機等の購入に要した費用（処理機等本体の購入に係る費用に限る。）の2分の1に相当する額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、生ごみ処理機にあっては1基につき3万円、生ごみ処理容器にあっては1基につき3,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる処理機等の基数は、1世帯につき次のとおりとする。ただし、第1号及び第3号においてそれぞれ計2基の処理機等について補助金の交付を受けられるのは、第5条に規定する交付申請をまとめて行う場合に限る。

- (1) 生ごみ処理機及び生ごみ処理容器を購入する場合 各1基
- (2) 生ごみ処理機を購入する場合（前号に掲げる場合を除く。） 1基
- (3) 生ごみ処理容器を購入する場合（第1号に掲げる場合を除く。） 2基

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理機等を購入した日から1年以内に、処理機等の購入に係る領収書その他市長が必要と認める書類を添えて野々市市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付額を決定し、野々市市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、野々市市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 生ごみ処理機等を本来の目的以外に使用したとき。
- (3) その他不適当と認められる事実があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（譲渡の禁止）

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けて設置した処理機等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（維持管理）

第9条 補助金の交付を受けて設置した処理機等の使用者は、処理機等からの悪臭の発生を防止し、常に良好な状態で維持管理に努めなければならない。

（調査等）

第10条 市長は、申請者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。